

<助成金の執行に関するお願い>

助成事業対象者のみなさまへ

このたび、当財団の研究助成金を交付されました研究者のみなさまには研究計画に従って、助成事業を遂行していただきますようお願い申し上げます。助成事業を遂行していただく際に、以下の通りいくつか留意点がございますので、ご確認のほどお願い申し上げます。

1. 全体

- (1) 助成金の支払手続きのため、至急、添付の「助成金管理確認票」にご記入いただき当財団事務局へご提出下さい。

※助成金の支払手続きは、下記3.「助成金の支払手続きについて」をご覧ください。

- (2) 助成金額が申請金額と異なる助成事業対象者について

申請金額及び使途内訳金額を助成金額に修正した上で助成事業を遂行して下さい。

また、助成報告の際、報告書の会計報告の予算金額記入欄は、助成金額に修正した金額を記入して下さい。

- (3) 申請内容に変更がある場合

申請書の所属機関名・所属機関所在地・自宅住所・E-mailに変更がある場合は、速やかに変更届書（様式「変更-1」）に記入の上、財団事務局に報告して下さい。

また、所属機関の変更等により管理者に変更がある場合は、助成金管理確認欄(管理責任者の押印を含む)にも記入して下さい。

2. 研究助成

- (1) 助成期間

助成期間は厳守し、助成金受領後、速やかに研究に着手して下さい。

- (2) 報告書の提出義務

助成事業対象者は、2017年9月末までに研究助成報告書（様式「研究-3」）を財団事務局に提出して下さい。ただし、研究期間が2ヵ年以上の助成研究の場合は、研究開始から1年経過毎、9月末までに研究助成中間報告書（様式「研究-4」）を、研究期間終了年9月末までに研究助成報告書（様式「研究-3」）を提出して下さい。

※研究課題名は、申請の通り記入し、やむを得ず変える場合は、同報告書の「研究実績の概要欄」に申請時の題名と理由を記入して下さい。

- ・報告書の書式は、ホームページよりダウンロードして下さい。

(3) 研究論文の提出義務

助成事業対象者は、2018 年 6 月末までにその研究成果を論文にまとめて、財団事務局に提出して下さい。提出された研究論文は、『メルコ管理会計研究』に投稿された一般論文と同様に所定の査読手続きにかけられます。ただし、研究期間が 2 ヶ年以上の助成研究の場合は、研究助成期間終了年の翌年 6 月末まで研究論文を提出して下さい。なお、論文の形式につきましては、必ず財団のホームページの研究成果普及事業の『メルコ管理会計研究』投稿及び執筆要領を参照して下さい。

※研究計画書記載の研究開始時期にかかわらず、研究助成金交付決定書の授与をもって、速やかに研究に着手し、研究開始時期を遅らせる必要がある場合は、至急、財団にご相談下さい。

また、助成期間の中で研究計画の遂行が困難となった場合、あるいは大きな変更が必要となった場合は、速やかに財団にご相談下さい。

3. 助成金の支払手続きについて

以下の手順で委任経理金として研究機関等に支払います。

- ① 添付の「助成金管理確認票」にご記入いただき、当財団へ送付して下さい。
- ② 「助成金管理確認票」の内容を確認後、当財団事務局から助成金管理部門の窓口担当者へ振込までの手続き方法を確認します。
- ③ 支払いは、7 月下旬までに完了の予定です。
- ④ 研究機関等が管理費を必要とする場合には、交付された助成金から支出して下さい。

4. 会員登録のお願い

現在、当財団の助成、全国開催のセミナー、図書貸出等の研究者に向けた情報をメール配信しています。つきましては、当財団ホームページから会員登録をお願いします。

5. ご不明な点がございましたら、財団事務局までお問い合わせ下さい。

〈事務局 連絡先〉

公益財団法人メルコ学術振興財団

〒460-8315 愛知県名古屋市中区大須三丁目 30 番 20 号

TEL 052-249-8421

FAX 050-5830-8867

E-mail office@melco-foundation.jp

以上